

令和3年11月19日

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

「準感染警戒期」から「感染予防対策期」への移行について

本県においては、11月に入り、累積新規感染者数は18日時点で2人であり、また、新規感染者数ゼロの日が続くなど、感染状況が落ち着きを見せていることを踏まえ、11月20日（土）以降、本県の警戒レベルについては、現在の「準感染警戒期」から1段階引き下げ、「感染予防対策期」に移行することとしました。

県民の皆さまには、これから年末年始を迎えるにあたり、外出や飲食の機会も増えてくるものと想定されますが、外出の際には、適切な感染防止対策を徹底のうえ行動していただくとともに、会食や飲み会の際には、「かがわ安心飲食認証店」または「店の広さに応じて1m以上の距離が確保できる店」を利用していただき、感染リスクを低減させる工夫をしていただくよう、お願いしております。

感染状況が落ち着いている局面であるとはいえ、今後の再度の感染拡大につながるよう十分に留意する必要があることから、県民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続き、感染防止対策の徹底に努めていただくようお願いいたします。

つきましては、貴社（団体）におかれまして、「知事から「感染予防対策期」における県民の皆さまへのお願い」（[資料1](#)）、「感染予防対策期における対策（11月20日以降）について」（[資料2](#)）を貴社（団体）の職員の皆さま及び関係先へご周知いただきますとともに、感染防止対策の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

○お問い合わせ先
香川県商工労働部産業政策課
担当 景政・佐藤
TEL 087-832-3350